

平成 29 年度 第 1 回著作権研究会

-----もう一度聴こう----- 「著作権基礎講座」

著作権法は毎年のように改正される特異な法律です。それは著作物と創作者の保護を目的とすると同時に、文化的所産の公正な利用に留意して、文化の発展に寄与することを目的にした法律だからです。言い換えると権利の保護と利用が同時に書かれているので、時代の変化に絶えず対応しなければならない法律という事が言えます。SNS の利用が日常化した時代の中では、次の時代まで想定した法律を制定するのは不可能ではと思わずにはいられません。そこで世界各国の著作権法も視野に入れた研究をしている早稲田大学知的財産法制研究所の研究者に改めて「基礎講座」のセミナーをお願いしました。もう一度、皆さんと一緒に著作権法を読んでみましょう。(著作権委員会)

主 催：公益社団法人日本写真家協会 著作権委員会

日 時：平成 29 年 7 月 12 日（水）15:00～17:30(受付 14:30～)

会 場：JCII ビル 6 階会議室

(東京都千代田区一番町 25 番地 東京メトロ半蔵門線半蔵門駅より徒歩 3 分)

講 師：小川明子(早稲田大学知的財産法制研究所招聘研究員・法学博士)

定 員：80 名（申込先着順・定員に達した場合はご連絡いたします）

参加費：無料

申込先：Fax または e-mail で、日本写真家協会事務局まで

申込期限：2017 年 7 月 10 日(月)まで

Fax: 03-3265-7460 e-mail: info@jps.gr.jp

氏名 e-mail

連絡先 〒

電話 — — Fax — —

職業・所属団体・勤務先・学校名

* ご記入いただいた個人情報は、日本写真家協会が開催する研究会のご案内の目的のみに使用させていただきます。

公益社団法人 **日本写真家協会**